

三者連携！

相続登記等相談会

法務局

司法書士会

土地家屋
調査士会

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会が連携して、
相続登記や空き家対策等に関する支援を行っています。

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。相談会では、
専門家である司法書士、土地家屋調査士と無料で相談できます。

〈司法書士〉

◆遺産の相続 ◆相続登記の手続 等

〈土地家屋調査士〉

◆相続した土地を分割したい ◆相続した建物が未登記だった ◆相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい 等

【電話相談】 ※予約不要

電話番号：042-519-3604

司法書士	8/21(月)~8/24(木)	午前9時~正午 午後1時~4時
土地家屋調査士	8/25(金)のみ実施	

※長期相続登記等未了土地解消作業に伴う通知等に関する相談については、東京法務局の職員が相談に対応します(8/21(月)~8/25(金)午前9時~正午、午後1時~4時)。
※混雑していると、すぐに対応できない場合があります。

【対面相談】 ※金曜日のみ実施 ※要予約

書類を見ながら相談したい場合は、対面による相談を御利用ください。

場 所：東京法務局立川出張所7階

要予約：042-527-3389

司法書士	8/25(金)	午前9時~正午 午後1時~4時
土地家屋調査士	のみ実施	



※相談時間は1回20分以内です。※秘密は厳守します。

三者連携相続登記支援室